明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（環境三三）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三四五～三五一）　八
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三五二～三五四）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三五五～三五八）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人国際観光振興機構平成二十三事業年度財務諸表関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告

省令

○環境省令第三十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項、第三条の七第一項、第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第三十八条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月六日

環境大臣　長浜　博行

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号から第五号まで」を「第十七条第一項第一号から第五号まで」に、同条第二項中「第二条第二項から第六項まで」を「第十七条第二項から第六項まで」に、「第二条第三項」を「第十七条第三項」に、「第五条第三項」を「第二十条において読み替えて準用する第四条第二項」に、「第十八条第二項」を「第三十三条第二項」に、同条第三項中「第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十一条」を「第二十六条」に、同条第四項中「第十四条」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条第一項各号」を「第三十一条第一項各号」に、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十七条に次の一項を加える。

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とし、第十四条を第二十九条とする。

第十三条中「次条から第十七条まで」を「次条から第三十二条まで」に改め、同条を第二十八条とする。